

松江市新たな観光財源検討委員会報告書【概要版】 (R6.3作成)

松江観光
の将来像・
コンセプト

2030年の将来像

世界中から松江に人が集まる

※MATSUE観光戦略プランより
コンセプト

Authentic Japan “MATSUE”
～城下町 水の都 暮らしに息づく伝統～

1. 新たな財源の必要性と宿泊税の導入目的

松江市は令和5年2月、地域経済の持続的な発展を目的に「MATSUE観光戦略プラン」を策定した。国内外からの来訪客獲得に向け、観光戦略プランに基づく取組みを拡充することが、将来のまちの発展につながると期待される。一方で、観光戦略プランに基づく取組みの推進や、その土台となる松江観光協会の体制強化といった新たな戦略の実現には、事業規模に見合う安定的な財源の確保が必要となっている。

導入目的

国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたり持続可能な観光地として発展していくため、宿泊税を導入する。

宿泊税を活用して国際文化観光都市としての魅力を高め、誘客の促進とそれに伴う経済の好循環を生み出すことで、市民の生活が豊かになるとともに、伝統文化、生業を維持していく。

2. 使途の基本的な考え方

考え方① MATSUE観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業に充当する
宿泊税の利用目的は「観光振興」であるため、原則として、松江市の観光のまちづくりの指針である「MATSUE観光戦略プラン」に掲げる「主要事業」に充当する。

留意点 来訪客の受入環境・サービスの質的向上を図ることに留意する

宿泊税は松江市に宿泊する来訪客が納税義務者となり、受益と負担を考慮する必要があるため、その使途については、来訪客の満足度や利便性の向上につながる、受入環境・サービスの質的向上を図ることに留意する。

考え方② 新規事業や既存事業の拡充部分に充当する
宿泊税は今後の観光振興のために導入することから、これまでの取組みに充当することは適切ではない。したがって、新規事業や既存事業の拡充、又はそれらの効果的な継続に資する事業に充当する。

考え方①②に基づき、来訪客の滞在時間の延長や宿泊客数を増やす取組みに重点を置くことが、観光消費額を押し上げ、観光戦略プランの将来像や目標値の実現につながる。

※松江市新たな観光財源検討委員会報告書より

基本戦略	現段階で想定される主な新規・拡充事業 (◎は観光戦略プランの「主要施策」)
魅力ある観光素材の磨き上げ (資源磨き、サービス・満足度向上)	◎ユニークで多彩な観光資源の活用 「城下町」「水の都」といった松江ならではの資源の活用 宿泊地域などで実施する観光地の魅力向上につながる施策 ◎城下町のまちあるきの推進 市内を散策しながら楽しめる職人商店街創出などの取組
快適に過ごせる環境づくりと利便性向上 (受入環境整備)	◎快適に滞在できる環境づくり 宿泊施設や観光施設のバリアフリー等の取組に関する支援 ◎移動の利便性向上 市街地から宿泊地域や主要観光施設への交通手段の拡充
松江の魅力発信と顧客の創造 (情報提供・誘客)	◎マーケティング・プロモーション 優先 旅行スタイルのニーズやトレンドを的確に捉えたプロモーション 大阪・関西万博をきっかけとした誘客促進 ◎オフシーズン対策 優先 観光客が減少する冬季・梅雨時季の閑散期対策
観光地松江の土台づくり (持続的な観光まちづくり)	◎観光推進組織づくり 優先 (一社)松江観光協会の体制強化
	○特別徴収交付金 特別徴収義務者(宿泊事業者)への徴収事務に係る交付金 ※納付額の3.0%を想定

観光産業に影響を与える環境変化への対応(※自然災害、感染症等)として、基金への積立も想定される。

観光戦略プランの将来像・目標値を
確実にかつ早期に
実現するための
概算事業費規模

約3億円程度

〈観光戦略プラン目標値〉

	2019年	2020年	UP!	2030年
観光消費額	645億円	349億円	→	750億円
観光入込客数	1,046万人	537万人	→	1,100万人
観光宿泊客数	211万人	115万人	→	250万人
外国人宿泊客数	7.8万人	0.8万人	→	15万人

3. 課税要件

項目	課税要件
課税する対象	ホテルや旅館、民宿など、市内に所在する全ての宿泊施設への宿泊行為
課税する数量	宿泊施設での宿泊数
納める人	宿泊施設での宿泊者
徴収する者	宿泊施設の事業者
徴収する方法	特別徴収
申告期限	毎月末日までに前月分を申告納入 (一定要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入)
税率	1人1泊 200円
免税点	設けない
課税免除	教育旅行(学習指導要領に規定される教育上の見地から行う修学旅行その他の学校行事)を課税免除 スポーツ大会等への対象拡大、課税免除無しとの意見もあり、その意見を踏まえた制度設計を
施行時期	丁寧な説明や準備期間の確保、市が行う広報・周知期間の確保等を考慮して決定

税率の考え方

○「使途の考え方」「概算事業費」「宿泊事業者等の事務負担軽減」を総合的に勘案

➡ 一律の税率を採用

免税点の考え方

○宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受

○宿泊行為には宿泊料金以外の消費力も伴うものと想定

➡ 課税の公平性の観点から免税点を設けない

○宿泊事業者の事務負担軽減という点で、簡素な制度とする必要性

➡ 徴収の便宜の観点から免税点を設けない

課税免除の考え方

○次代を担うこどもたちの育成・支援

○教育旅行を積極的に誘致し、将来のリピーター獲得につなげるチャンス

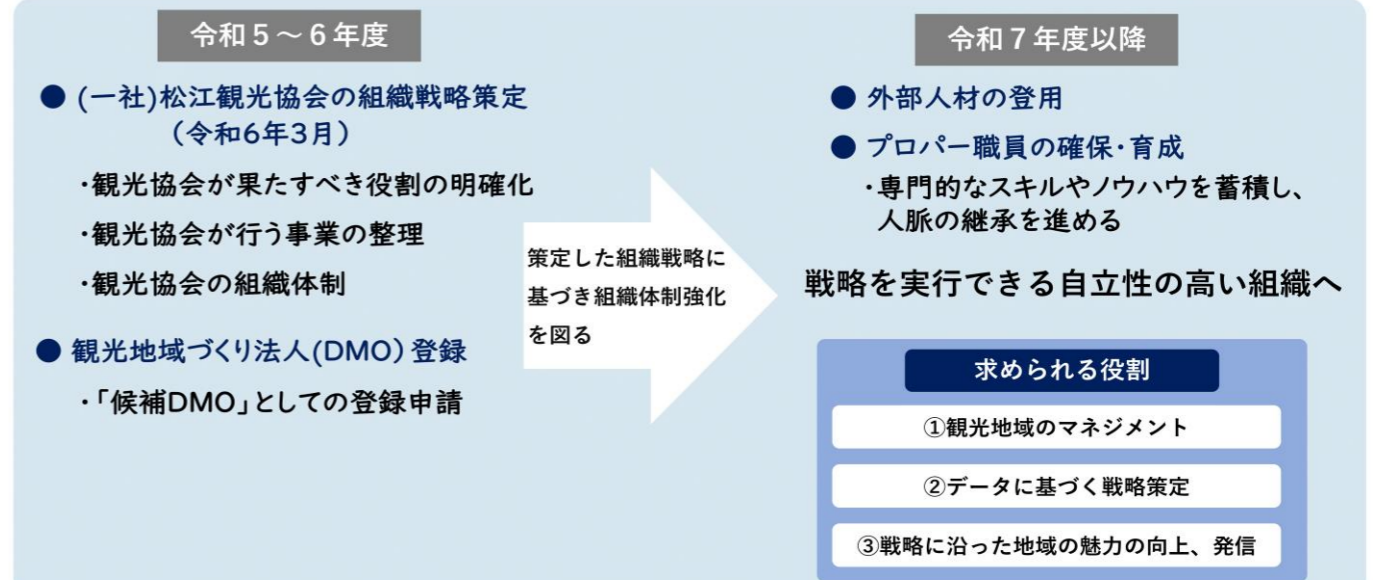
➡ ・教育旅行(※)を課税免除対象とする

・課税免除対象をスポーツ大会等に拡大、逆に課税免除無しとの意見もあり、それらを踏まえた制度設計を

(※) 学習指導要領に規定の学校行事。対象者は学校教育法第1条の学校(大学を除く)を想定。

4. その他

観光戦略プラン推進のためのもう一つの土台「松江観光協会の体制強化」の取組みを並行して進める。



● 観光地域づくり法人(DMO)登録
・「候補DMO」としての登録申請